

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、社会保障、環境対策など、果たす役割が増大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定など、新たな政策課題に直面している。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少するなかで、新たなニーズの対応が困難になっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要がある。

しかし、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められている。

財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2016年度の政府予算、地方財政の検討にあたっては、社会保障予算の充実、地方財政の確立をめざすことが必要である。政府に以下の事項の実現を求める。

記

- 1 社会保障、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財源需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確立をはかること、今後、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
- 2 子ども、子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保、地方財政措置を的確に行うこと。

可決した意見書(要約)

ヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)対策についての意見書

近年、日本では人種や国籍で差別し、街頭で暴言を繰り返すヘイトスピーチが大きな社会問題となっている。昨年、国際人種差別撤廃委員会では、日本政府に対し、毅然と対処するよう勧告をするなど、国際社会からも厳しい目が向けられている。

ヘイトスピーチは、単なる侮辱にとどまらず、在日朝鮮・韓国の人々に対する社会的排除と暴力であり、決して許されるものではない。

規制については、表現の自由などの複雑な課題を抱えていることは承知しているが、現在、国会においても、ヘイトスピーチ対策等に関するプロジェクトチームや超党派の議員連盟で鋭意検討されている。

今日、一人ひとりの人権が尊重され、そこに住む何人においても平等で安心して暮らせる多文化共生社会が求められている。

よって、国におかれては、ヘイトスピーチのない社会の実現のため、有効な調査及び対策を検討するよう求める。

年金積立金の確実な運用に関する意見書

公的年金は、高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しているなど、公的年金は老後の生活保障の柱となっている。

こうした中、政府は、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対してリスク性資産割合を高める方向での公的年金等の運用の見直しを求め、GPIFは昨年10月に運用資産に占める国内債券の割合を引き下げ、株式の割合を引き上げるなどの運用方法の見直しを行った。もとより年金積立金は国民の財産である。その運用は、年金財政・年金制度と密接にかかわるものであり、長期的な健全財政を確保していかなければならない。

よって、国会及び政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 年金積立金の運用は、引き続き、厚生年金保険法及び国民年金保険法の規定に基づき、被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うこと。
- 2 これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。
- 3 年金積立金の運用が適切に行われるよう、早急にGPIFのガバナンス体制の強化を図ること。

安全保障法制の慎重審議を求める意見書

国会では、政府が提出した「国際平和支援法案」と「平和安全法制整備法案」が審議されているが、政府与党は国会の会期を大幅に延長し、今国会での成立を目指している。しかし、本法案は集団的自衛権の行使を容認し、海外において武力を行使する内容を含んでいる。戦後70年間、我が国が平和憲法のもと貫いてきた原則を大きく左右するものとして議論となっている。

加えて、世論調査によると、国民の多くが法案内容の説明が不十分だと考え、十分な理解のないまま議論は進行していると言わざるを得ない。

現在、一国の存立は、自国だけで成り立つものではないことは、国際社会の一員として、明らかである中において、その責任と、国民生活、さらに生命を守ることを、平和の達成のために、いかにして武力を行使しない手法を希求しながら議論することが必要である。

この戦後70年の節目に、安全保障関連法案の審議において、政府は、憲法の平和主義、専守防衛の原則を堅持した上で、国民の生命、財産、及び我が国の領土、領海を確実に守る観点から安全保障政策を構築する責任がある。

政府及び国会におかれては、安保法制に関する国民の疑問や不安を真摯に受け止め、国会での審議を慎重かつ丁寧に進めるよう要請する。

傍聴席から

○ 採決にあたって、議員間の議論があまりにも不活発です。(女性)

○ 視覚障がい者として福祉施策に関心があります。市民の中で少数である障がい者問題にも丁寧な質問・答弁だと感じた。(62歳・女性)

○ 常任委員会の所管事務調査において、議員同士が討論されていたことはうれし限り。さらなる向上を期待しています。(68歳・男性)

平成26年度 政務活動費収支報告

政務活動費とは、京田辺市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派及び会派に所属しない議員(無会派議員)に対して交付されます。交付金額は、会派の場合、年度初日における会派所属議員数×年額18万円、無会派議員の場合、年度初日に在職する無会派議員一人年額18万円です。(単位:円)

会派名又は議員名(所属議員数)	一新会(6人)	日本共産党京田辺市議会議員団(5人)	自民・新学会(3人)	民主党議員団(2人)	公明党(2人)	次田 典子(無会派)	南部 登志子(無会派)	
収入	1,080,000	900,000	540,000	360,000	360,000	180,000	180,000	
支出科目	調査研究費	469,158	21,200	78,668	0	109,700	0	0
	研修費	5,000	10,000	22,240	90,300	0	3,420	155,940
	広報費	335,000	603,344	0	2,770	0	93,646	0
	広聴費	0	193,499	0	0	0	0	0
	要請・陳情活動費	0	0	0	0	0	0	0
	会議費	0	0	0	0	0	0	0
	資料作成費	0	0	0	4,967	0	0	6,140
	資料購入費	124,864	34,231	0	209,819	77,757	97,562	12,653
	人件費	0	0	0	0	0	0	0
事務所費	145,057	37,726	0	23,813	58,937	0	0	
支出合計額	1,079,079	900,000	100,908	331,669	246,394	194,628	174,733	
収支差引残額(返還額)	921	0	439,092	28,331	113,606	0	5,267	

★全国市議会議長会の表彰★

6月17日に開催された全国市議会議長会第91回定期総会において、永く議員活動をされ市政の発展に努められたことなどにより、本市議会議員の職に15年以上ある者として、次田典子議員が表彰をされました。

そして、6月30日の本会議終了後、議場において表彰の伝達を行いました。



政務活動費を充てることができる経費の範囲

- 調査研究費:市の事務、地方行政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費(資料印刷費、交通費、宿泊費等)
- 研修費:研修会を開催するために必要な経費及び他団体等が開催する研修会の参加に要する経費(講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、参加費等)
- 広報費:会派又は無会派議員が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費(広報紙・報告書等印刷費、会場費、交通費等)
- 広聴費:住民からの市政及び会派又は無会派議員の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費(資料印刷費、会場費、交通費等)
- 要請・陳情活動費:要請及び陳情活動を行うために必要な経費(資料印刷費、交通費、宿泊費等)
- 会議費:会派又は無会派議員が行う各種会議に要する経費及び他団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費(会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費等)
- 資料作成費:会派又は無会派議員が行う活動に必要な資料の作成に要する経費(印刷製本代、翻訳料等)
- 資料購入費:会派又は無会派議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費(書籍購入費、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等)
- 人件費:会派又は無会派議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費(給料、手当、賃金等)
- 事務所費:会派又は無会派議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費(事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費等) ※ただし、本市では事務消耗品のみ充当しています